

## 平成 22 年度 第 3 回「みんなで支える森林づくり県民会議」次第

日 時 平成 23 年 3 月 10 日 (木)  
午後 1 時 30 分 ~ 4 時 00 分  
場 所 長野保健福祉事務所 301 ~ 303 会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 会議事項

(1) 平成 22 年度長野県森林づくり県民税活用事業の実施状況について

(2) 平成 23 年度長野県森林づくり県民税活用事業の予算について

(3) みんなで支える森林づくり地域会議の開催状況について

(4) 平成 23 年度以降の長野県森林づくり県民税について

(5) 意見交換

### 4 閉 会



# みんなで支える森林づくり県民会議設置要綱

## (設置目的)

第1 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めていくため、長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針の改定について、県民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2 県民会議は、長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や内容の検討、事業実施後の成果の検証等及び森林づくり指針改定についての検討等を行い、必要に応じ知事に提言を提出する。

## (委員)

第3 県民会議は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (組織)

第4 県民会議に、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。

2 座長は、委員の互選によって決定し、県民会議の会務を総括する。

3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5 県民会議は知事が招集する。

2 会議の議長は、座長をもって充てる。

3 座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

## (専門会議)

第6 県民会議に、専門の事項を検討する必要があるときは、専門会議を置くことができる。

2 専門会議の委員は、知事が委嘱する。

3 専門会議の委員は、当該専門の事項の検討が終了したときは、解任されるものとする。

4 第5の規定は、専門会議について準用する。この場合において、「県民会議」とあるのは「専門会議」と読み替えるものとする。

## (事務局)

第7 県民会議の事務は、林務部森林政策課において処理するものとする。

## (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

第3回「みんなで支える森林づくり県民会議」

## 配布資料一覧

**資料 1**

- 平成 22 年度長野県森林づくり県民税活用事業実施状況
- 平成 22 年度長野県ふるさとの森林づくり賞

**資料 2**

- 平成 23 年度長野県森林づくり県民税活用事業の概要

**資料 3**

- みんなで支える森林づくり地域会議における意見の要旨について
- みんなで支える森林づくり地域会議の開催状況等について

**資料 4**

- 森林づくり県民税活用事業位置図について
- 森林づくり県民税アンケート調査